

令和6年4月23日

公 告

陸上自衛隊
北富士駐屯地業務隊長
2等陸佐 佐藤 伊知郎
(公 印 省 略)

山梨県南都留郡忍野村に所在する陸上自衛隊北富士駐屯地において、展示即売会の設置及び経営を行なう業者を下記により募集します。

記

1 公募に付す事項

陸上自衛隊北富士駐屯地厚生センターにおける展示即売会の設置及び経営業務

2 業 種

物品販売及び食品販売（ただし、現地で調理・加工するものを除く。）

3 応募資格

(1) 応募資格は次のとおりとする。

ア 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者

イ 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

ウ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者又は同等の資格を有する者

エ 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できる者

オ 応募しようとする事業の実施を保証できる能力・体制を有する者

カ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

キ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

コ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

サ 暴力団又は暴力団員及びキからコまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 応募に当たっては、「募集要領」及び「仕様書」の配布時に実施する北富士駐屯地業務隊の説明を受けること。

4 設置方法

国有財産法第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可

5 設置条件

(1) 設置場所

北富士駐屯地厚生センターエントランス（使用面積は、募集要領による。）

(2) 設置期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の平日（ただし、夏季休暇、年末年始及び部隊行事实施日等を除く。また、設置日の決定は協議による。）

6 募集要領・仕様書の配布等

(1) 配布期間

令和6年4月30日（月）から同年5月24日（金）

平日9時から16時（13時から14時を除く。）

(2) 配布場所

陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊厚生科（山梨県南都留郡忍野村忍草3093）

(3) その他

配布を受ける際は、赴く前に事前連絡を行うこと。

7 問い合わせ先

郵便番号 401-0511

住 所 山梨県南都留郡忍野村忍草3093

担当部署 陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊厚生科

電 話 0555-84-3135（内線642）

担 当 奥平